

# 公 共 用 水 域 に お け る 異 常 水 質 事 案 取 扱 指 針

平成 2 9 年 4 月

新 潟 県 県 民 生 活 ・ 環 境 部

# 公共用水域における異常水質事案取扱指針

平成 29 年 4 月 1 日  
新潟県県民生活・環境部

## 第一 目的

本指針は、新潟県内における「異常水質事案」の情報に対し、迅速な対応により県民の健康の保護及び環境汚染の防止を図るとともに、県民に適切に情報を提供することを目的とする。

## 第二 異常水質事案の定義

本指針において「異常水質事案」とは、人の健康又は生活環境に被害を及ぼす又はそのおそれがある次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 事故、災害等による有害物質又は油類の公共用水域への流出又は地下浸透
- (2) 公共用水域における相当数の魚類等のへい死、浮上又は狂奔
- (3) その他、水環境を巡る異常事態

## 第三 異常水質に係る関係機関への連絡体制等

- 1 新潟県県民生活・環境部環境対策課（以下「県環境対策課」という。）及び地域振興局健康福祉環境部（以下「健康福祉環境部」という。）は、異常水質事案の情報を得たときは、当該事案の規模、特性を勘案のうえ、速やかにその状況を異常水質事案連絡系統図（別図 1）に従って、関係する国、県、市町村又はその他の機関（以下「関係機関」という。）に、原則として電話、ファクシミリ又はメールで連絡する。ただし、上水道の利水に支障が及ぶおそれのある場合は、当該水系の浄水場への連絡を第一に行うものとする。

また、当該異常水質が認められなくなったとき又は被害防止対策を継続する必要が認められなくなったときも同様に連絡する。

- 2 地域振興局健康福祉部（以下「健康福祉部」という。）は、異常水質事案の情報を得たときは、速やかにその内容を所管の健康福祉環境部に連絡するものとする。ただし、上水道の利水に支障が及ぶおそれのある場合は、当該水系の浄水場への連絡を第一に行うものとする。
- 3 1 及び 2 に掲げる連絡の内容は、異常水質事案連絡票（別紙 1）の様式に基づき、発見又は発生時刻、場所、へい死魚や流出物の量及び分布範囲等の現地の状況、原因及び対策等とする。

ただし、第 1 報は迅速に把握できる範囲で構わないこととする。

- 4 県環境対策課及び健康福祉環境部は、関係機関に対し、異常水質事案の情報を得たときは、速やかにその内容を次のとおり通報するよう、連絡体制の周知に努める。
  - ・国の関係行政機関、県の関係部局（本庁）並びに新潟市、長岡市及び上越市（以下「政令市等」という。）から県環境対策課へ

- ・地域振興局及び市町村（政令市等を除く。）から所管の健康福祉環境部へ
- 5 勤務時間外の措置体制
- 県環境対策課長、健康福祉環境部長は、勤務時間外に発生した異常水質の通報についても、異常水質事案連絡系統図（別図1）に従って連絡を行い、また重大な事案にあつては速やかに必要な調査等が実施できるよう、職員の連絡体制を定めておくものとする。
- 6 県環境対策課、健康福祉環境部は、連絡が必要となる関係機関の連絡先について、勤務時間外を含む関係機関連絡先一覧表を作成し、最新の名簿を常に整備しておくものとする。

#### 第四 調査、対策及び緊急時の安全確保

- 1 健康福祉環境部は、異常水質事案の情報を得た場合、県環境対策課及び保健環境科学研究所と連携し、異常水質の状況の把握、原因究明並びに地域住民の健康の保護及び生活環境の保全のために、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 通報のあった異常水質事案の情報を確認するため、原則として速やかに現地の状況調査を行うものとし、困難な場合には他の行政機関からの情報収集を行う。
- (2) 現地の状況調査に基づき、原因究明のために必要と判断された場合には、水質の分析、原因物質を排出するおそれのある周辺の工場、事業場の立入検査等を実施する。調査は、「公共用水域における異常水質事案に関する調査方法（別紙2）」を基本として実施する。
- なお、健康福祉環境部で分析不能の場合は、保健環境科学研究所が分析を行うこととする。
- また、魚類へい死事案の原因調査において、特にへい死魚からの原因究明が必要な場合、県環境対策課は水産課に依頼し、水産海洋研究所又は内水面水産試験場の協力を求めることとする。
- (3) 異常水質事案の内容や規模を考え合わせ、周辺住民の健康の保護の観点から遊泳の禁止、魚の食用の禁止等が必要と判断された場合は、その旨直接あるいは関係機関及び市町村を通じ住民に周知する等緊急時の安全確保の措置を講ずる。
- (4) 原因究明調査の結果に基づき、原因物質の排出又は地下浸透の防止及び除去並びに再発防止のために、関係法令に照らし必要な措置を講ずる。
- (5) 異常水質事案による被害を防止するため、関係機関が講ずる緊急対策等に協力する。
- (6) 異常水質事案の原因が、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に定める特定事業場から排出された有害物質を含む水若しくはその汚染状態が法第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水である場合は、法第14条の2第1項に基づき事故の状況及び講じた措置の概要の届出を当該特定事業場の設置者に求め、また、当該設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、法第14条の2第4項に基づき応急の措置を講ずることを当該設置者に命ずることとする。
- (7) 異常水質事案の原因が、法に定める指定事業場から排出された有害物質又は指

定物質を含む水である場合は、法第14条の2第2項に基づき事故の状況の報告及び講じた措置の概要の届出を当該指定事業場の設置者に求め、また、当該設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、法第14条の2第4項に基づき応急の措置を講ずることを当該設置者に命ずることとする。

(8) 異常水質事案の原因が、法に定める貯油事業場等から排出された油を含む水である場合は、法第14条の2第3項に基づき事故の状況及び講じた措置の概要の届出を当該貯油事業場等の設置者に求め、また、当該設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、法第14条の2第4項に基づき応急の措置を講ずることを当該設置者に命ずることとする。

(9) 第四1(6)から(8)に掲げる事項について、法第23条第1項の規定により、当該事項に係る権限が適用除外となる事業場又は施設については、事故の状況を国の所管官庁に情報提供し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、法律の規定による措置を執るべきことを要請する。

(10) 健康福祉環境部が(1)から(9)までの措置を講ずるにあたっては県環境対策課と連絡調整を図るものとする。

(11) 河川における異常水質事案については、当該河川区間を管理する河川管理者に対し、河川法第2条に基づく対策を要請する。

(12) 有害物質による魚類へい死事案で、原因者が法に定める特定事業場又は指定事業場以外の事業場等であった場合は、新潟県内水面漁業調整規則に基づく措置や命令を担当部局に求めることとし、県環境対策課は担当部局にその旨要請する。

(13) 調査及び対策等の措置が終了した場合、健康福祉環境部は、その内容を「異常水質事案連絡票(別紙1)」により、速やかに県環境対策課に報告する。

2 健康福祉部は、異常水質事案の情報を得た場合、県環境対策課の要請に応じて、健康福祉環境部が行うべき1に掲げた業務の遂行に協力するものとする。

また、異常水質事案の処理のために講ずる措置が、健康福祉部が所管する業務と関係する場合は、健康福祉環境部と協力してその実施に当たる。

## 第五 県民への公表等

異常水質事案の情報の県民への公表及び照会等への対応は、県環境対策課、県の関係部局が必要に応じて協議のうえ、次により行う。

### 1 公表

異常水質事案の情報の公表は、原則として次の区分で行う。なお、汚染原因者、市町村等が公表するときは県は公表を行わないことができる。

また、当該異常水質事案が収束したと認められる場合で、必要と認める場合も同様とする。

#### (1) 個別公表

異常水質事案の情報は、別に定める事案(別紙3)を除き、速やかに個別の公表を行い、新潟県のホームページ「環境にいがた」に掲載する。

#### (2) その他の情報開示

前(1)に基づいて別に定める事案は、定期的にまとめて県のホームページ「環

境にいがた」に掲載する。

## 2 照会

異常水質事案に関する照会は、状況に応じて県環境対策課、関係機関又は健康福祉環境部が対応するものとする。

## 第六 未然防止対策及び住民への啓発

1 県環境対策課、健康福祉環境部は、異常水質事案の発生を未然に防止するため、毒物、劇物、油類、産業廃棄物等を取り扱う事業者に対し、漏出事故等の発生防止のために、施設の点検や改善、防液堤等の設置、適正な保管や管理、異常水質による被害防止対策に要する資材の配備、従業員への教育、訓練等を適切に実施するよう指導することとする。

また、事故が発生した場合は速やかに所管の健康福祉環境部に通報するよう、市町村等と協力して周知徹底を図るものとする。

2 県環境対策課、健康福祉環境部は、県内における異常水質による被害防止対策に要する資材の配備状況の把握、事故等により流出した有害物質、油類等の回収等を業務とする事業者の名簿の整備及び関係者への周知に努めるものとする。

3 県環境対策課、健康福祉環境部は、市町村の広報誌の活用等市町村の協力を得つつ、住民又は団体に対し次の事項の啓発に努めるものとする。

(1) 異常水質を発見した場合、速やかに健康福祉環境部又は市町村に通報すること。

(2) へい死魚等を食用に供しないこと。

(3) 有害物質、油類、その他の化学物質等を公共用水域へ流出又は地下へ浸透させないこと。

## 第七 国の直轄河川における異常水質

国の直轄河川において発生した異常水質に対し、県環境対策課、健康福祉環境部が調査及び緊急時の安全確保のための措置を講ずるに当たっては、県環境対策課は国土交通省北陸地方整備局とあらかじめ協議を行う。

## 第八 政令市等の区域における異常水質

1 政令市等の区域において発生した異常水質であって、その影響範囲が政令市等の区域外へ影響を及ぼす可能性があるものについては、速やかにその内容を県環境対策課へ連絡することとする。

また、政令市等は国又は県の関係機関へ必要に応じて連絡するものとする。

政令市等の区域において発生した異常水質であって、その影響範囲が政令市等の区域内に限られるものについては、第三の4にかかわらず政令市等異常水質担当課が必要と認めた場合を除き、その状況を県環境対策課に通報しなくてもよいこととする。

2 政令市等の区域に影響が及ぶ異常水質にあつては、政令市等の区域における第四に掲げる措置、第五に掲げる公表及び第七に掲げる協議は、政令市等異常水質担当課がこれに当たることとし、処理状況について適宜県環境対策課に連絡するものと

する。

- 3 政令市等の区域においては、政令市等が第六に掲げた未然防止対策及び住民への啓発を行うものとする。

#### **第九 異常水質事案連絡票及び報告書等の保存に関する事項**

- 1 水質汚濁防止法で定める特定事業場を原因とする事案の異常水質事案連絡票及び報告書等は全廃に係る廃止届出書を受理した日から3年間とする。
- 2 水質汚濁防止法で定める有害物質を使用、製造、処理している、又はしたことのある工場又は事業場等を原因とする事案の異常水質事案連絡票及び報告書等は永年保存とする。
- 3 前2項を除く異常水質事案連絡票及び報告書等の保存期間は3年とする。

#### **第十 附則**

この指針は、平成18年4月1日から実施する。これに伴い、「公共用水域における異常水質事案取扱指針（平成14年3月 新潟県環境生活部）」は廃止する。

附則

この指針は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この指針は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この指針は、平成29年4月1日から実施する。

受信年月日

受信時間

発信者				受信者			
事案の種類	<input type="checkbox"/> 公共用水域	<input type="checkbox"/> 地下浸透	通報経路				
	<input type="checkbox"/> 油流出	<input type="checkbox"/> 魚類へい死	<input type="checkbox"/> その他				
流出河川等	河川・湖沼・海域名 ( )水系・水域 ( ) に接続する ( )						
発生・発見場所							
発生日時				発見日時			
1	油種	<input type="checkbox"/> 灯油	<input type="checkbox"/> 軽油	<input type="checkbox"/> ガソリン	<input type="checkbox"/> 調査中		
		<input type="checkbox"/> 重油	<input type="checkbox"/> 機械油	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
	流出量 ( )						
2	へい死魚種 ( )			数 ( )匹			
3	その他の事故 ( )						
原因者	<input type="checkbox"/> 一般住民	<input type="checkbox"/> 自動車運転者	原因者名				
	<input type="checkbox"/> 事業者	<input type="checkbox"/> 不明	住所				
発生源	<input type="checkbox"/> ホームタンク	<input type="checkbox"/> 配管	<input type="checkbox"/> 事業場貯油タンク	<input type="checkbox"/> 調査中			
	<input type="checkbox"/> 車両・重機	<input type="checkbox"/> 油水分離槽	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
原因	<input type="checkbox"/> 取扱不注意	<input type="checkbox"/> 交通事故	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 調査中			
	<input type="checkbox"/> 管理不徹底	<input type="checkbox"/> 故障	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
原因概要							
処置状況							
被害状況	<input type="checkbox"/> 水道取水停止	<input type="checkbox"/> 工業用取水停止	<input type="checkbox"/> 農作物被害	<input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 水道給水停止	<input type="checkbox"/> 農業用取水停止	<input type="checkbox"/> 井戸飲用停止	( 特記事項のとおり )			
特記事項	被害範囲、被害状況、下流での状況、水道・飲用井戸への対応状況等						
参集機関							
連絡票送付機関	<input type="checkbox"/> 消防	<input type="checkbox"/> 健康福祉環境部	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 市町村	<input type="checkbox"/> 農業振興部	<input type="checkbox"/> 環境対策課	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 地域整備部	<input type="checkbox"/> 農林(水産)振興部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

「公共用水域における異常水質事案取扱指針」（以下「指針」という。）第二に定める事態が発生した場合、健康福祉環境部は下記により速やかに調査を行うものとする。

## 1 調査

### (1) 現地調査

第一報を受けた健康福祉環境部は、「指針」第三に従い関係機関に連絡した後、速やかに現地に向かい、調査を実施する。なお、関係機関と連携を取り、速やかに調査が実施できるよう事案の状況を勘案し、関係機関と調査の役割を分担して調査にあたることも可能とする。

#### \* 準備する器具類

- ・ 記録用具
- ・ カメラ
- ・ 地図
- ・ スケール
- ・ 身分証明書（立入）
- ・ 双眼鏡
- ・ 携帯電話
- ・ 保護マスク
- ・ ゴーグル
- ・ 耐薬品手袋
- ・ 試料採取用具等

バケツ、採水びん、網、アイスボックス、透視度計、水温計、pH計（pH試験紙）、DO計（DO固定びん、固定試薬）、簡易水質試験器具（シアン、六価クロム、残留塩素等）適宜必要と思われる器具を携行する。

\* 準備する器具類はあらかじめまとめておき、現地に急行できる体制を整えておくこと。

#### ① 状況調査

異常水質事案の現場では、その水域の上流、下流を必要に応じて簡易水質試験をしながら調査し、原因の特定ができるように次のことに留意し調査を行う。また、気づいた事実については記録や写真撮影等を行う。

- ・ 河川の場合は右岸、左岸のいずれで異常が発見されるか。
- ・ 藻類や砂礫等への異物の付着や臭気、外観
- ・ へい死魚の種類、大きさ、量、外観上の特徴（体表粘膜の状態、損傷、出血、体形や体表の異常等）、分布状況
- ・ へい死には至っていない浮上魚の状態、生存魚の状況
- ・ 油類等流出物の分布状況
- ・ 陸上あるいは水域の底等に原因物質の容器があるか
- ・ 周辺の事業場での操業状態、排水処理装置（汚泥処理装置を含む）の稼働状況、油、薬品等の保管状態、廃棄物の処理状況、排水口周辺の状況

#### ② 試料の採取

現地調査を行い、次により速やかに試料を採取する。また、簡易水質試験により原因物質が推定される場合、その旨検体に明記する。

なお、魚類へい死事案において、発見した時点で既に数日が経過し、新たなへい死は見られず、水域の汚濁が既に終了している場合は、状況に応じ検体の



採取を行わなくてもよい。

a 環境水

異常水質事案発生水域及び異常水質の影響を受けていないと思われる地点（上流の河川等）の水を5L程度採取する。採水びんは採取する水で2、3回洗った（共洗い）後、水を採取する。（以下、水を採取する場合は同様に共洗いをする。また、検査する項目が農薬等有機物の場合はガラスびんに採取する。）調査時は簡易水質試験器具を用いて水質を調べ、原因特定のための情報を得る。

b 事業場排水等

原因と推定される排水等がある場合は採取する。

c 魚類等

必要に応じ、へい死魚を採取し、一検体ずつビニール袋に入れ、クーラーボックスで氷冷し、検査機関へ搬入する。

なお、へい死魚については「魚類へい死事案対応マニュアル」（平成29年4月新潟県）を参照する。

(2) 分析

採取した試料はできるだけ早く分析を行い、結果は速やかに環境対策課長に連絡する。

(3) 追跡調査等

異常水質事案が継続して発生し、その原因が不明である場合、オートサンプラーを設置する等継続的に調査を行う。

また、原因究明のため他の機関と協力して調査を行う必要がある場合、環境対策課は関係機関と協議を行い、速やかに追跡調査を実施する。

## 2 結果の報告

調査結果は、「指針」別紙1により速やかに報告する。

記入上の注意

(1) 発見日時：発見者が発見した年月日

(2) 受信日時：健康福祉環境部へ第一報があった日時

(3) 被害の状況：被害の状況について詳細に記入し、取水や給水の停止があった場合、浄水場名、停止期間（月 日 時から 月 日 時まで 時間）を記入する。

(4) 原因：原因者、原因物質名（油の場合はA重油、軽油、廃油等の別を記入する。）、流出量（貯蔵施設からの流出量、公共用水域への流出量とに区別して記入し、また、回収量についても記入する。）について記入する。

(5) 事後措置：事案への応急処置、恒久対策等を記入し、法第14条の2に規定する届出の有無、他法令（毒物劇物取締法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、河川法、水産資源保護法等）に基づく命令等による措置についても記載する。

(6) その他：異常水質事案発生地点の図、その他の資料（分析結果、事業場の対策等）を添付する。

## 別紙 3

### 指針第五の1の(1)の「別に定める事案」について

「公共用水域における異常水質事案取扱指針（平成18年4月1日）」第五の1の(1)の「別に定める事案」の取扱については、下記に該当する場合とする。

#### 記

#### 1 油流出事故に係る事案

##### (1) 発生源が特定できた場合

- ① 公共用水域（道路側溝を除く）への流出がなく、地下水への影響がないもの
- ② 公共用水域に流出したものの事案の処理が短期間に終了し、新たな流出がなく次のアとイに掲げる内容にいずれも該当するもの
  - ア 流出した量が少量（量は定めない）であるもの、若しくは一般家庭及び交通事故による油流出事故
  - イ 地下水や利水への影響がないもの又は影響が局所的で軽微なもの

##### (2) 発生源が特定できない場合

- ① 流出量が極めて少量であるものと推定されるもの
- ② 継続性がない一過性のものと推定されるもの
- ③ 地下水と利水への影響がない又は局所的で軽微なものと推定されるもの

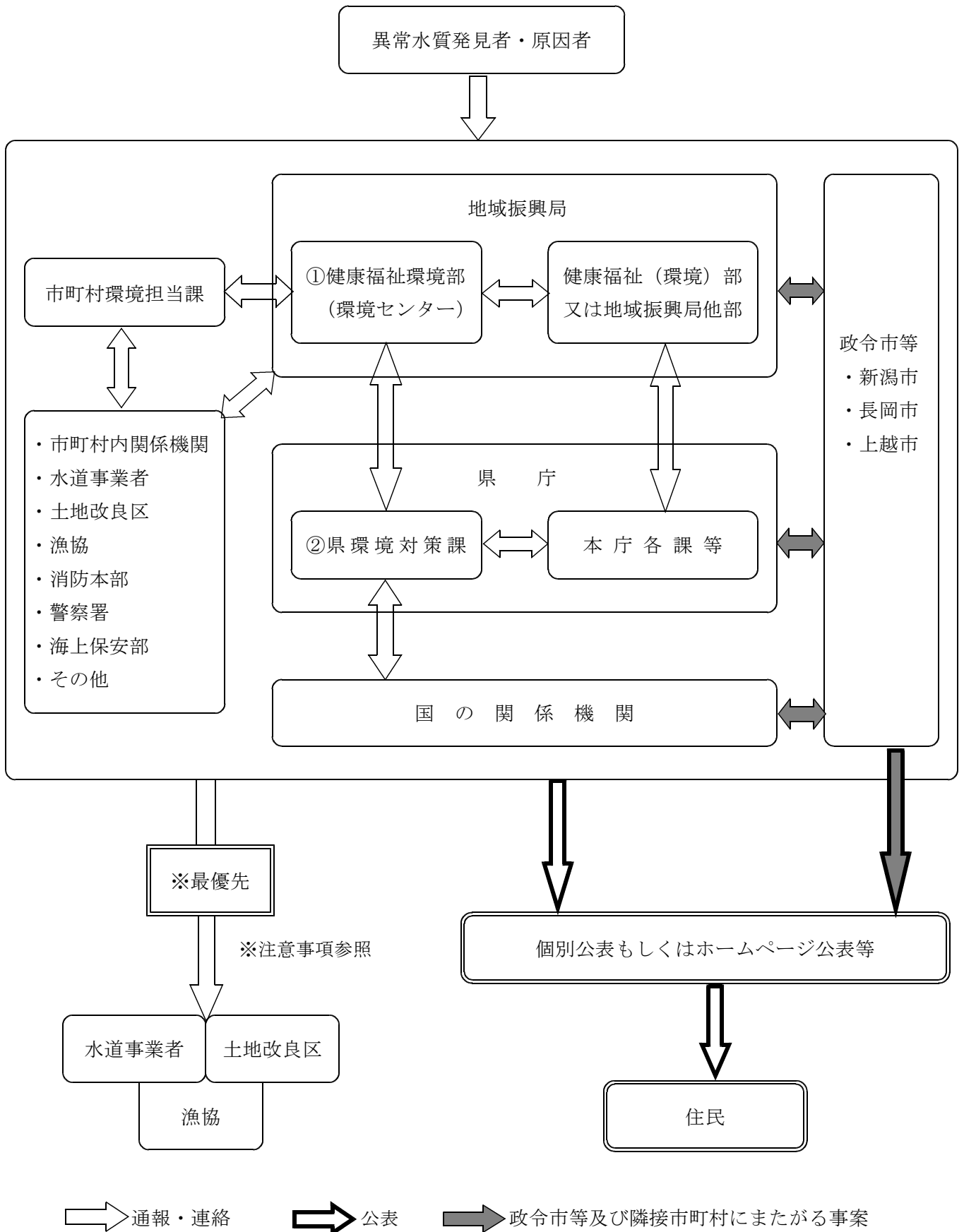
#### 2 魚類へい死に係る事案

魚類へい死であって軽微なもの（数は定めない）

#### 3 その他水環境をめぐる異常事態

その他水環境をめぐる異常事態であって、人の健康及び利水等生活環境への被害を発生するおそれがないもの

別図1 異常水質連絡系統図



(別図 1 における関係機関詳細及び注意事項)

本庁各課等	廃棄物対策課・危機対策課・消防課・医務薬事課・生活衛生課 農産園芸課・水産課・漁港課・農地計画課・河川管理課・下水道課 港湾整備課・保健環境科学研究所・警察本部
国の関係機関	北陸地方整備局・新潟海上保安部
地域振興局他部	地域整備部・農林(水産)振興部・農業振興部・農村整備部 港湾事務所・地区振興事務所

#### ※注意事項

- 1 海域に係る事案については新潟海上保安部に通報する。
- 2 火災の危険性がある場合は消防本部へ通報する。
- 3 次に示す連絡系統については、特に速やかに通報する。なお、特に緊急の場合については、速やかに関係機関、事業者等に通報を行えるよう柔軟に対応する。
  - (1) 水道被害が予想されるとき
    - ① (→健康福祉部) →水道事業者  
↓
    - ② →生活衛生課 →水道事業者
  - (2) 農業用水の利水障害が予想されるとき
    - ① → (農林(水産)振興部・農業振興部・農村整備部) →土地改良区  
↓
    - 市町村 →農家組合
  - (3) 漁業被害が予想されるとき
    - ① (→② →水産課) →漁業協同組合
- 4 飲料水に関する事務は保健所にあるため、政令市等で保健所を設置していない市(長岡市及び上越市)の区域内の事案では、影響範囲が区域内に限る事案であっても、飲料水に関する事務は県保健所になる。よって、長岡市及び上越市において影響範囲が区域内に限る事案であっても、健康福祉(環境)部に連絡が必要。

< 参考 1 > 健康福祉環境部の管轄及び電話番号

地域振興局健康福祉環境部	管内市町村
新発田地域振興局健康福祉環境部 ☎ (0254) 26-9047 ☆ (0254) 26-9026 Fax (0254) 26-6800	新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 聖籠町 阿賀町 関川村 粟島浦村
三条地域振興局健康福祉環境部 ☎ (0256) 36-2231 ☆ (0256) 36-2330 Fax (0256) 36-2235	三条市 加茂市 燕市 弥彦村 田上町
長岡地域振興局健康福祉環境部 ☎ (0258) 38-2533 ☆ (0258) 38-2501 Fax (0258) 38-2671	柏崎市 小千谷市 見附市 出雲崎町 刈羽村
南魚沼地域振興局健康福祉環境部 ☎ (025) 772-8154 ☆ (025) 772-2600 Fax (025) 772-2190	十日町市 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町
上越地域振興局健康福祉環境部 ☎ (025) 524-4237 ☆ (025) 524-6133 Fax (025) 524-6998	糸魚川市 妙高市
佐渡地域振興局健康福祉環境部 ☎ (0259) 74-3428 ☆ (0259) 74-3311 Fax (0259) 74-4563	佐渡市

☆は、勤務時間外の連絡先を示す（当直者もしくは警備会社を通じて連絡可能）

新潟市環境対策課	☎ (025) 226-1371 FAX (025) 230-0467
長岡市環境政策課	☎ (0258) 24-0528 FAX (0258) 24-6553
上越市環境保全課	☎ (025) 526-5111 FAX (025) 526-6184

<参考2> 異常水質事案に係る関係各課の所掌業務

課 名	所 掌 業 務
環 境 対 策 課	1 公共用水域の水質汚濁状況の把握と対策に係る事項 2 発生源の追跡調査に関する事項 3 関係機関との連絡調整に関する事項 4 水質汚濁防止法に関する事項
廃棄物対策課	廃棄物に起因する異常水質事案の調査及び対策に関する事項
危 機 対 策 課	重大事案に係る対策に関する事項
消 防 課	油等消防法に定める危険物の流出に起因する異常水質事案の調査及び対策に関する事項
医 務 薬 事 課	毒物・劇物の流出に係る対策に関する事項
生 活 衛 生 課	水道（下水道を除く）に係る被害の調査及び対策に関する事項
農 産 園 芸 課	1 農作物の被害の調査・対策及び調整に関する事項 2 農薬に起因する異常水質事案の調査及び対策に関する事項
水 産 課	漁業被害の調査及び対策に関する事項
漁 港 課	漁港区域内における異常水質事案の調査及び対策に関する事項
農 地 計 画 課	農業水利に係る被害の調査及び調整に関する事項
河 川 管 理 課	河川及び海岸の管理に関する事項
下 水 道 課	下水道に係る被害の調査及び対策に関する事項
港 湾 整 備 課	港湾区域内における異常水質事案の調査及び対策に関する事項

<参考3> 関連法規（抜粋）

**水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号）**

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

### （目的）

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

### （河川管理の原則等）

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

## 新潟県内水面漁業調整規則（昭和47年12月13日新潟県規則第93号）

### （有害物の遺棄等の禁止）

第45条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。